第５　日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な生徒選抜に志願することのできる者は、「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１に該当する者のうち、原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第４学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別の事情があり府教育委員会が本選抜に志願することが適当であると認めた者とする。

Ⅰ　出　　願

１　出願は、１校１学科等に限る。

　　なお、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）においては、Ⅰ部にのみ出願することができる。

２　出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２月14日 | 月 | 午前９時～午後４時 |
| ２月15日 | 火 | 午前９時～午後２時 |

３　志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(1) 入学志願書（様式101）〔様式集２～３ページ〕

(2) 日本語指導が必要な生徒選抜への出願資格に係る申請書の写し及び承認書

　　日本語指導が必要な生徒選抜に志願する者は、府教育委員会の審査を経て当該選抜への出願資格に係る承認書の交付を受けたうえで、審査時に提出した申請書の写しと併せて、交付された承認書を出願時に志願先高等学校長に提出する。（申請時期及び申請方法については、別に定める。）

(3) 入学検定料

府立高等学校全日制の課程への志願者については、府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「１　府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

府立高等学校多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）への志願者については、府立学校用の納付書（府立定時制、多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部及び昼夜間単位制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「１　府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(4) （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

(5) （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(6) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集11ページ〕

(7) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

Ⅱ　学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び作文を行う。

１　学力検査等は、２月17日（木）午前８時50分から行う。

２　学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

３　学力検査の問題は、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）で実施する。

４　作文については、日本語以外の使用を認める。このとき使用する言語については、原則としてあらかじめ申請するものとする。（申請時期及び申請方法については、別に定める。）

５　各教科の学力検査においては、漢字にひらがなのルビをつけた学力検査問題を配付する。

また、作文の題意の理解を支援するため、キーワードとなる語について、外国語を併記したものを配付する。

さらに、受験者が希望する外国語の辞書の持込みを２冊まで可能とする（例：日中辞典と中日辞典）。ただし、和英、英和辞典及び英語が記載されているものは英語の学力検査では使用できない。

６　学力検査の時間は同一問題で実施する特別選抜における時間の約1.3倍とし、学力検査等の実施時間割及び配点は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時　　限 | 第１時 | 第２時 | 第３時 |
| 検査教科等 | 作　文 | 数　学 | 英　語 |
| 時　　間 | ４０分 | ５０分 | ５０分 | ﾘｽﾆﾝｸﾞﾃｽﾄ２０分 |
| 時　　刻 | ９：00～９：40 | 10：00～10：50 | 11：10～12：00 | 12：10～12：30 |
| 配　　点 | ― | ４５点 | ４５点 |

Ⅲ　入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

１　高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

２　選抜の資料は、学力検査の成績及び作文の評価とする。

３　合格者の決定に当たっては、学力検査の成績及び作文の評価を組み合わせて総合判定する。

４　合格者の決定に当たって、「２」及び「３」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

５　高等学校長は、１月31日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅳ　合格者の発表

合格者の発表は、２月28日（月）午後２時に各高等学校において行う。